

B型・C型肝炎ウイルスに
起因する

肝がん・重度肝硬変の 医療費助成が受けられます

医療費の自己負担額が
一定額を超えた月が、
年二か月以上ある場合

令和3年4月1日より通院治療についても対象
となりました

対象者

以下のすべての条件を満たしている方

- 肝がん・重度肝硬変で入院または通院（※1）治療を受けている
- 世帯年収が概ね370万円以下
- 肝がん・重度肝硬変の治療の研究に協力していただける

※1 B型・C型肝炎ウイルスに起因する肝がんまたは重度肝硬変の治療のために、都道府県が指定する医療機関（指定医療機関）に入院している場合、通院は「分子標的薬を用いた化学療法」および「肝動注化学療法」に係る医療費が対象です。

利用の流れ



○先に高額療養費限度額適用認定証等の申請をしてください。

①入院・通院・薬剤の費用の状況を記録します

②助成を受ける手続きをします

肝がん・重度肝硬変と診断されたら、
指定医療機関等で医療記録票を受け
取って下さい

指定医療機関の医師に臨床調査個人
票（診断書）を記載してもらった上
で、同意書に署名して下さい

肝がん・重度肝硬変で入院・通院す
る度に、指定医療機関・保険薬局で
医療記録票に記録をしてもらって下
さい

臨床調査個人票や同意書、医療または
記録票（※2）などを添えて保健所に申請
して、参加者証（※3）を受け取って下
さい

肝がん・重度肝硬変で入院または通院治療で自己負担額が高額療養費の基準額
を超えた月が過去12月で既に2月以上（※4）あるときに、3月日から自己負
担額が月1万円となるように助成を受けることができます。

- ※2 参加者証の申請には、自己負担額が高額療養費の基準額を超えた月が
2月以上あることが記載された医療記録票が必要です。
- ※3 参加者証の交付は、申請書類がすべて整った状態で、2ヶ月程度要します。
- ※4 通院のみの方は、令和3年4月1日以降分が対象となります。

詳しくは以下の担当までお問い合わせください

肝炎情報センターの「肝炎医
療ナビゲーションシステム」

（肝ナビ）
から、全国
の指定医療
機関を検索
できます。



奈良県福祉医療部疾病対策課感染症係 奈良市登大路町30 0742-27-8612
奈良市保健所 奈良市三条本町13番1号 0742-93-8397
郡山保健所 大和郡山市満願寺町60-1 0743-51-0194
中和保健所 橿原市常盤町605-5 0744-48-3037
吉野保健所 吉野郡下市町新住15-3 0747-52-0551